

# 平成 27 年 12 月市議会定例会提出案件

提出案件 18 件	議案 18 件	予算案件 10 件
		条例案件 5 件
		単行案件 3 件

## I 予算案件

- 1 平成 27 年度会津若松市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 平成 27 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 27 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 平成 27 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成 27 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 平成 27 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 平成 27 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 平成 27 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 平成 27 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 平成 27 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市下水道条例の一部を改正する条例

## III 単行案件

- 1 会津若松市鶴城コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 2 会津若松市河東農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- 3 会津若松市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について

## II 条例案件

### 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 徴収猶予制度及び換価の猶予制度関係

##### ① 改正内容

地方税法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた次の事項を定めるとした。

##### ア 徴収猶予制度に関する事項

- (ア) 徴収の猶予に係る徴収金の分割納付等の方法を定めることとした。
- (イ) 徴収の猶予の申請をしようとする者が申請書に記載すべき事項を定めることとした。
- (ウ) (イ)の申請書に添付すべき書類を定めることとした。
- (エ) (イ)の申請書の訂正又は(ウ)の添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者が当該訂正又は提出をしなければならない期間を定めることとした。

##### イ 換価の猶予制度に関する事項

- (ア) アの(ア)に規定する分割納付等の方法は、職権による換価の猶予をする場合及び申請による換価の猶予をする場合について準用することとした。
- (イ) 職権による換価の猶予をする場合に滞納者に対し提出を求めることができる書類を定めることとした。
- (ウ) 申請による換価の猶予ができる期間を定めることとした。
- (エ) 申請による換価の猶予の申請をしようとする者が申請書に記載すべき事項を定めることとした。
- (オ) (エ)の申請書に添付すべき書類を定めることとした。
- (カ) (エ)の申請書の訂正又は(オ)の添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者が当該訂正又は提出をしなければならない期間を定めることとした。

ウ 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合を定めることとした。

##### ② 施行期日等

- ア 平成28年4月1日から施行することとした。
- イ 必要な経過措置を定めることとした。

#### (2) その他条文整備

##### ① 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号及び法人番号の税務関係書類への記載の見直し並びに引用法令及び文言の整理に伴い、必要な条文の整備を行うこととした。

- ② 施行期日  
公布の日から施行することとした。

## 2 会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例

この案件は、個人番号カードによる印鑑の登録、証明等を行うため、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 利用者証明用電子証明書の機能がある個人番号カードを印鑑登録証とみなすこととした。
- ② 個人番号カードでも自動交付機による印鑑登録証明書の交付を受けることができることとした。

### (2) 施行期日等

- ① 平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。
- ③ この条例の改正に伴う条文整備のため、会津若松市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正することとした。

## 3 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

ひとり親家庭医療費の助成対象に、「父又は母が母又は父からの申立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた児童を監護する家庭」を加えることとした。

### (2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

#### 4 会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

この案件は、鶴城小学校の新校舎への移転に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

##### (1) 改正内容

- ① 鶴城小学校の位置を、「会津若松市東栄町7番7号」に改めることとした。
- ② その他必要な条文の整備を行うこととした。

##### (2) 施行期日

平成28年1月8日から施行することとした。ただし、(1)の②は公布の日から施行することとした。

#### 5 会津若松市下水道条例の一部を改正する条例

この案件は、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

##### (1) 改正内容

トリクロロエチレンの下水排除基準について、1リットルにつき0.1ミリグラム以下に引き下げることとした。

##### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

### Ⅲ 単行案件

#### 1 会津若松市鶴城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市鶴城コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
会津若松市鶴城コミュニティセンター
- (2) 指定管理者に指定する団体  
会津若松市城東町1番47号  
鶴城地区コミュニティづくり協議会
- (3) 指定する期間  
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 2 会津若松市河東農村環境改善センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市河東農村環境改善センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
会津若松市河東農村環境改善センター
- (2) 指定管理者に指定する団体  
会津若松市門田町大字御山字村上164番地  
一般財団法人会津若松市公園緑地協会
- (3) 指定する期間  
平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

### 3 会津若松市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市公設地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
会津若松市公設地方卸売市場
- (2) 指定管理者に指定する団体  
会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東 470 番地  
一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会
- (3) 指定する期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで